

ニュージーランド向けかんきつ

本文第 1（目的及び定義）

第 1 対象生果実（本文第 1 の 2 関係）：ニュージーランド向けに輸出する以下のかんきつ類（葉や茎は除くこと）

- ア *Citrus reticulata*（ぼんかん等）
- イ *C. unshiu*（うんしゅうみかん）
- ウ *C. deliciosa*
- エ *C. sinensis*
- オ *C. iyo*（いよかん）
- カ *C. paradisi*
- キ *C. hassaku*（はっさく）
- ク アからキまでの交雑種（清見、不知火等）

第 2 適用範囲（本文第 1 の 3 関係）：本別紙においては、本文第 2 の 9、第 3 の 3 の（1）及び 6、第 4 から第 6 まで、第 7 の 10、第 8 の 1 の（2）及び（4）並びに 2 の（2）、第 10、第 11 の 4 から 6 まで、第 12 から第 14 まで並びに第 17 の 1、2、5 及び 6 については、適用しない。

第 3 検疫対象有害動植物（本文第 1 の 4 関係）

- ア 高リスク有害動植物：*Bactrocera tsuneonis*（ミカンバエ）、*Bactrocera latifrons*（ナスミバエ）（*C. paradisi* 及び *C. hassaku* を除く。以下同じ。）
- イ 中リスク有害動植物：*Chaetanaphothrips orchidii*（ランノオビアザミウマ）、*Diaphorina citri*（ミカンキジラミ）、*Eotetranychus lewisi*（ルイスアケハダニ）、*Nipaecoccus viridis*（タマコナカイガラムシ）、*Planococcus kraunhiae*（フジコナカイガラムシ）、*Scirtothrips dorsalis*（チャノキイロアザミウマ）、*Tetranychus kanzawai*（カンザワハダニ）、*Aculops pelekassi*（ミカンサビダニ）、*Aonidiella citrina*（キマルカイガラムシ）、*Aonidiella comperei*（マルカイガラムシ科）、*Aspidiotus destructor*（ウスイロマルカイガラムシ）、*Aspidiotus excisus*（クサギウスマルカイガラムシ）、*Chrysomphalus aonidum*（アカホシマルカイガラムシ）、*Chrysomphalus dictyospermi*（オンシツマルカイガラムシ）、*Diaspidiotus degeneratus*（サカキマルカイガラムシ）、*Fiorinia fioriniae*（コノハマルカイガラムシ）、*Fiorinia proboscidea*（ゾウビコノハカイガラムシ）、*Howardia biclavis*（カワムグリカイガラムシ）、*Lepidosaphes conchiformis*（ナシカキカイガラムシ）、*Lepidosaphes gloverii*（ミカンナガカキカイガラムシ）、*Morganella longispina*（イチジクマルカイガラムシ）、*Parlatoria cinerea*（マツ

リクロホシカイガラムシ)、*Parlatoria pergandii* (マルクロホシカイガラムシ)、*Parlatoria ziziphi* (ヒメクロカイガラムシ)、*Pinnaspis strachani* (コンマカイガラムシ)、*Pseudaonidia trilobitiformis* (コバンマルカイガラムシ)、*Pseudaulacaspis pentagona* (クワシロカイガラムシ)、*Selenaspidus articulatus* (マルカイガラムシ科の一種)、*Unaspis citri* (マルカイガラムシ科の一種)、*Unaspis euonymi* (マサキナガカイガラムシ)、*Unaspis yanonensis* (ヤノネカイガラムシ)、*Xanthomonas citri* (カンキツかいよう病菌)、*Elsinoe australis* (和名なし、英名 Sweet orang scab)、*Phytophthora palmivora* (カンキツ褐色腐敗病菌)

本文第 2 (生産園地・生産施設の登録)

第 4 生産園地の登録要件 (本文第 2 の 1 関係)

- ア 静岡県内の生産園地であること。
- イ 都道府県の指導の下、発生予察、防除暦等を踏まえた薬剤散布を含む総合的病害虫管理が実施されること。
- ウ 管理者により、イの実施状況の記録が作成され、2 年間保管されること。

第 5 生産園地・生産施設登録申請書等の植物防疫官への提出 (本文第 2 の 3 関係)

- ア 提出期日：毎年 2 月末日
- イ 添付書類：生産園地の所在地に係る地図

第 6 登録生産園地・登録生産施設一覧表の植物防疫課長への提出 (本文第 2 の 8 関係)

- ア 提出期日：毎年 9 月 30 日
- イ 添付書類：生産園地の所在地に係る地図

第 7 登録生産園地・登録生産施設一覧表の輸入国への提出 (本文第 2 の 9 関係)：適用しない。

本文第 3 (選果こん包施設の登録)

第 8 選果こん包施設登録申請書の植物防疫官への提出 (本文第 3 の 2 関係)

- ア 提出期日：毎年 3 月 31 日
- イ 添付書類：選果こん包施設の所在地に係る地図、平面図及び保管場所図等

第 9 選果こん包施設の本文以外の登録要件 (本文第 3 の 3 の (5) 関係)：選果後の対象生果実を生産園地ごとに保管できること。

第 10 登録選果こん包施設一覧表の植物防疫課長への提出 (本文第 3 の 5 関係)

- ア 提出期日：毎年 9 月 30 日
- イ 添付書類：選果こん包施設の所在地に係る地図、平面図及び保管場所図等

第 11 登録選果こん包施設一覧表の輸入国への提出 (本文第 3 の 6 関係)：適用しない。

本文第 4（保管施設の登録）：適用しない。

本文第 5（低温処理施設の登録）：適用しない。

本文第 6（くん蒸処理施設の登録）：適用しない。

本文第 7（栽培地検査）

第23の 2 栽培地検査申請書の植物防疫官への提出（本文第 7 の 1 関係）

ア 提出期日：毎年 2 月末日

イ 添付書類：生産園地の所在地に係る地図

第 24 補助員又は登録検査機関の検査等（本文第 7 の 8 関係）：次によりトラップ調査を実施するものとする。

ア 対象有害動植物：ミカンバエ及びナスミバエ

イ トラップの種類：ガロントラップ

ウ 誘引剤（交換頻度）：蛋白質加水分解物（2 週間に 1 回）

エ 設置密度：1 km² 当たり 1 個

オ 実施時期及び回数：4 月 10 日から 11 月 30 日まで、2 週間に 1 回

カ 方法：登録生産園地及びその周辺にトラップを設置し、ミカンバエ及びナスミバエの捕獲の有無を確認するものとする。

第 25 植物防疫官又は登録検査機関の検査等（本文第 7 の 10 関係）：適用しない。

本文第 8（栽培地検査報告書の交付）

第 26 栽培地検査の本文以外の適合要件（本文第 8 の 1 の（4）関係）：適用しない。

第 27 栽培地検査報告書の備考欄の記載内容（本文第 8 の 2 の（2）関係）：適用しない。

本文第 9（栽培地検査結果による登録の取消し）

第 28 栽培地検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 9 の 2 関係）

ア 有害動植物：ミカンバエ及びナスミバエ

イ 措置内容：ミカンバエ及びナスミバエが発見された登録生産園地が所在する都道府県内に存在する全ての登録園地の登録の取消し

本文第 11（選果こん包の実施）

第 29 選果こん包等の内容（本文第 11 の 1 の（9）関係）：対象生果実のこん包の側面には、次の字句を表示すること。

ア こん包年月日（Packing date）

イ 登録生産園地・施設番号 (Code of registered orchard)

ウ 登録選果こん包施設番号 (Code of registered packing facility)

第 30 選果こん包時に確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容 (本文第 11 の 5 関係) : 適用しない。

本文第 12 (低温処理の実施) : 適用しない。

本文第 13 (くん蒸処理の実施) : 適用しない。

本文第 14 (消毒検査及び精密検査) : 適用しない。

本文第 15 (目視検査)

第 36 目視検査申請書の添付書類 (本文第 15 の 1 関係) : 目視検査後の当該荷口の保管計画 (輸出港において海上コンテナに積み替える場合に限る。)

第 37 目視検査の内容 (本文第 15 の 9 の (4) 関係)

ア 検査荷口の単位 : 品種が同一である荷口を 1 つの検査荷口とする。

イ 検査抽出数量 : 別表のとおり。

第 38 目視検査の本文以外の適合基準 (本文第 15 の 10 の (3) 関係) : こん包の側面に第 29 の表示が記載されていること。

第 39 目視検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容 (本文第 15 の 13 関係)

ア 有害動植物 : ミカンバエ及びナスミバエ

イ 措置内容 : 植物防疫官は、ミカンバエ及びナスミバエが確認された荷口の対象生果実を生産した登録生産園地が所在する都道府県の全ての登録園地で生産された対象生果実について、植物検疫証明書の発給を停止するとともに、当該都道府県内の全ての登録生産園地の登録を取り消し、当該都道府県にその旨通知するものとする。

本文第 16 (植物検疫証明書の交付)

第 40 輸出検査申請書の添付書類 (本文第 16 の 1 関係)

ア 第 36 の保管計画 (輸出港において海上コンテナに積み替える場合に限る。)

イ 栽培地検査報告書の原本又はその写し

ウ 目視検査報告書の原本又はその写し (ただし、本文第 15 の 2 により、目視検査の申請を本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行った場合は、この限りでない。)

第 41 植物検疫証明書の追記（本文第 16 の 5 関係）：植物検疫証明書の消毒の欄に消毒に関する事項を記載し、かつ次の追記を行う。

ア *C. paradisi* 又は *C. hassaku* の場合

“This consignment was produced and prepared for export in accordance with the agreed bilateral arrangement.”

“This consignment was sourced from a pest-free area for *Bactrocera tsuneonis*.”

イ ア以外の場合

“This consignment was produced and prepared for export in accordance with the agreed bilateral arrangement.”

“This consignment was sourced from a pest-free area for *Bactrocera tsuneonis* and *Bactrocera latifrons*.”

本文第 17（輸入国の検査官の査察要請等）

第 42 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい内容（本文第 17 の 1 関係）：適用しない。

第 43 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の植物防疫官への提出期限（本文第 17 の 2 関係）：適用しない。

第 44 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の輸入国への提出期限（本文第 17 の 6 関係）：適用しない。

本文第 20（その他）

第 45 その他（本文第 20 の 2 関係）

ア ニュージーランドにおける輸入検査において、ミカンバエ又はナスミバエが発見された場合は、その原因の特定及び適切な措置が講じられるまでの間、当該生果実を生産した登録生産園地が所在する都道府県からの対象生果実の輸出は全て停止される。このため、ニュージーランド植物防疫機関からその旨の通知を受けた時から対象生果実の輸出の再開が認められるまでの間、植物検疫証明書の交付を停止するものとする。

イ 植物防疫官は、毎年輸出シーズンに先立ち、登録生産園地、登録選果こん包施設等の関係者に対し、対象生果実の検疫条件に関する研修を行うものとする。

ウ 植物防疫官は、登録生産園地及び登録選果こん包施設を少なくとも年に 1 回訪問し、対象生果実の検疫措置が適切に実施されていることを確認するものとする。

別表（第 37 関係）

目視検査抽出数量

検査荷口の大きさ（kg）	抽出量
200 未満	20%以上
200 以上 1,000 未満	40kg 以上
1,000 以上 2,000 未満	60kg 以上
2,000 以上 5,000 未満	80kg 以上
5,000 以上 10,000 未満	130kg 以上
10,000 以上	180kg 以上

別記様式（本文第 7 の 8 関係）

検査成績表（ 年度ニュージーランド向けかんきつ類）

Result of monitoring survey for *Bactrocera tsuneonis* and *Bactrocera latifrons*

登録検査機関検査員氏名 _____

補助員氏名 _____

植物防疫官氏名 _____

登録生産園地・施設番号：

トラップ番号 Trap NO.	調査日 Date of Survey				

（注）ミカンバエ及びナスミバエが発見された場合は発見害虫名及び頭数を記載し、発見されなかった場合は×を記載すること。